

入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、保健福祉局が発注する修繕及び業務委託に係る入札（見積）結果の公表に関し、必要な事項を定める。

（公表対象）

第 2 条 公表は、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する発注案件
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条に規定する随意契約
- (3) 前 2 号いずれにも該当しない発注案件

（公表の方法等）

第 3 条 公表の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 公表方法は、原則として発注課の窓口での閲覧とする。ただし、前条第 1 号及び第 2 号の場合は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページにも併せて公表する。
- (2) 公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、その翌年度終了までとする。（ただし、長期継続契約にあつては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。）
- (3) 閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 12 月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日）及び市長が認めた日以外の日とする。
- (4) 閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (5) 発注課における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。また、複写サービスは行わない。

(公表内容)

第4条 公表は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 発注課窓口での公表は、入札調書、若しくは見積調書で行う。
- (2) 関係書類の閲覧を求められた場合は、発注課窓口において第1号によるほか、契約書、仕様書及び随意契約理由書等を閲覧に供する。
- (3) 千葉市ホームページでの公表は、千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領第3条によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。